

福祉制度のご案内

◎ 障がいのある方が使える住環境関連の福祉制度

■ 住宅設備改造費の助成

①浴室、トイレ、玄関、キッチン、廊下等の改良工事 「助成上限額 80万円」

対象 身体障がい者手帳1・2級の方、知能指数35以下の方
(児童含む)、身体障がい者手帳3級で指数50以下の方

②天井走行式移動リフトの設置工事 「助成上限額100万円」

対象 下肢・体幹機能障がい2級以上で移動が困難である方
(児童含まず、65歳未満の方)

③環境制御装置(パソコン関連機器)の設置工事 「助成上限額 60万円」

対象 四肢機能障がい2級以上の方(児童含まず)

※ただし、所得等により助成額が異なります。

■ 日常生活用具の給付

在宅の重度身体障がい児者の日常生活を容易にするため、事前に申請を頂く事によって
ベッド、便器、入浴補助用具などの用具を給付する制度です。

ただし、介護保険で対応できる品目については、交付対象とならないことがあります。

※世帯の所得に応じて自己負担(1割)があります。

代表的な日常生活用具

給付品目	利用できる方	助成上限額	耐用年数
特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい1級・2級の方	154,000円	8年
特殊マット	知的障がい児者で障がい程度が最重度・重度の方	19,600円	5年
	下肢又は体幹機能障がい1級・2級の方		
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい3級以上の方	90,000円	8年
移動・移乗支援用具 (てすり、スロープ等)	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい	60,000円	8年
居宅生活動作補助用具 (小規模な住宅改修を伴うもの) ※この用具の購入費及び改修 工事費を住宅改修費という	下肢、体幹機能障がい3級以上の方、又は乳幼児期 以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (移動機能障がいに限る)3級以上の方	200,000円	1回
情報・通信支援用具 (障がい者情報バリアフリー 化支援に要するパソコン周辺機器 及びソフト等の購入)	視覚障害1・2級の方 または上肢機能障害1・2級の方	100,000円	1回

☆福祉制度を活用した住環境整備をご提案します。お気軽にご相談ください。